

## TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書

TPP（環太平洋連携協定）交渉については交渉参加国の間にまだ隔たりの大きい分野があるとされるものの、交渉進展の鍵を握るとされてきた米国のTPPA（貿易促進権限）法案が難航の末、両院で可決後6月29日のオバマ大統領の署名を経て成立したことから、大筋合意に向けて交渉が一気に加速していくことが想定される。

今後の先行きは依然として不透明な点も多いが、交渉妥結を目指した主席交渉官会合や閣僚会合が7月にも開催される方向との報道もあり、極めて重要な局面を迎えている。

我が国ではTPPに関して、平成25年4月の衆参農林水産委員会において、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」、「交渉により収集した情報については、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」などとする決議を行っている。

一方で、国民への十分な情報提供や国民的議論もないまま、1月下旬以降、米や牛肉・豚肉など、農林水産物の重要品目に関する特別輸入枠の新設や関税引き下げ等の具体的なマスコミ報道が相次ぎ、農業などの生産現場や高知県を初めとする地方の国民の間には、不安の声も広がっている。

よって、国におかれては、重要5品目を守り、国民に十分な情報提供を行うとした国会決議を遵守するとともに、食の安全やISD条項など、国民の暮らしや命にかかわる重要課題について、国民に不安を招くことのないよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

様